


# 全国港湾 Fax 通信

(公・事・取扱注意・親展)(写)	(発番) 全国港湾23FAX第96号
(宛先)	2024年4月18日
各 四役、中執、単組委員長、地区港湾議長 殿	(発信者) 全国港湾書記局 

(件名)

全国港湾第4回中央港湾団交（再開）の経過について

(本文)

1. 全国港湾と港運同盟は、4月18日（木）15時から第4回中央港湾団交（再開）を開催した。

団交は、業側が紙面（添付）をもって修正回答を示した。一部前向きな回答が見られたものの、重要な部分において明確な期日や継続協議を行うなどの明確さを欠く内容であった。

組合側は、回答に対していくらかの前進は認めるが、妥結できる内容ではないとして、4月21日（日）始業時から24Hストライキを改めて表明した。

業側は、今一度の事務折衝を求めてきた結果、日曜不稼働に対して業界内部の合意形成を5月24日までに努めて行っていくことを約束することを提案してきた。

組合側は、これに対して業側の努力を認めるとともに5月24日までに業界の合意形成が出来ない場合は、改めて行動を結構することを宣言して、4月21日（日）の行動を解除することとして交渉を終了した。（18：07終了）

2. 業側の修正回答に対する、組合側の意見や反論は要旨次の通り。

- (1) 休日の課題は、2001年フルオープンした際に労働条件を整備するとの付帯条件があったにもかかわらず実行されてこなかったことと、人手不足が相まって休日出勤をしても代休が取れないほどの状況に陥っており、日曜をクローズしなければ人を回せない状況にあるからだ。すぐに解決すべき課題だ。
- (2) 指定事業者の問題は、通常の数事業者の50%しか料金を取れていないことが、大きく根本的にある。この問題は、日港協全体の問題であり、実情を認識すべきだ。
- (3) 労働条件を整備することで2001年にフルオープンしたが、それを怠ってきている。6月末日を目途に勉強会の立ち上げを議論するという考えは、悠長すぎる。
- (4) 特定限定許可制度の地区において「労使検討委員会」の設置を検討課題にするのではなく、設置すると明言すべきだ。
- (5) 4. -③の「協議のための関係行政との連絡会議を設置する」は、いつまでに設置するのかを明確にすべきだ。
- (6) 1. - (1) - ②「港湾運送事業者の労務費の円滑な価格転嫁の実行について（お願い）」の取り組みは、各単組が賃上げをおこなう前から行わなければ実効性が上がらない。具体的には、秋から翌年の2月には終わってなければならない。
- (7) 本日の回答には明確な前進が見られない。憤りを感じる。したがって、4月21日

(日) 始業時から実力行使を表明する。

(8) その後の上乗せ行動については今後の会議で決定すれば、文書で通告する。

しかしながら、5月のゴールデンウィークにおける現場のシフトは決定しているであろうし、組合員の計画もあることから、ゴールデンウィーク中の行動は控えることとする。

3. 業側は、一旦修正回答できないとしたが、実力行動の表明を受けて内部検討に入った。

検討の結果、日曜不稼働の課題について業界内部では、賛否が分かれていて解決するにはハードルが高いし、時間がかかるとしたうえで、5月24日までに業界内部の合意形成を図っていくことを回答した。

4. 組合側は、業側の努力方向を認め、5月24日まで業側の動きを注視するとして4月21日(日)の24Hストライキを解除することとした。

また、業側が5月24日までに業側内部の合意形成が出来ない場合は、組合として次の行動に取り組むことを付け加え、団交を打ち切った。(18:07終了)

以 上

<添 付>

① 回答案 ② 業側案電離放射線健康診断確認書 ③ 能登半島業側回答案

2024年4月18日

(回答案)

## 1. 加盟単組の賃上げ並びに産別制度賃金の引き上げについて

### (1) 加盟単組の賃上げについて

- ① 政府が進める「価値創造のための転嫁円滑化施策」に基づき、日港協会員事業者は真摯な対応を継続する。
- ② また、日港協会員事業者は、2023年11月29日付けで内閣官房及び公正取引委員会から出された「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を基に、日港協及び国交省連名で港湾ユーザーである船会社、荷主宛に作成した「港湾運送事業者の労務費の円滑な価格転嫁の実行について（お願い）」を活用して、適正料金の確保に取り組む。この取り組みを通じて、日港協は各個別（専業・検査・関連）交渉や地区労使交渉を後押しし、魅力ある港湾労働の環境整備を行えるよう誠実に対応していく。  
日港協は、こうした取り組みを今後も継続的に行っていく。

### (2) 産別制度賃金の引き上げについて

- ① 2022年春闘協定1.(2)②に基づき、産別最低賃金、あるべき賃金、産別基準賃金、及び標準者賃金の改定については、本春闘から切り離し、継続協議する。
- ② 産別制度賃金に係る団体交渉については、行政訴訟中であることを理由に各事業者が各個別労使の賃金・労働条件交渉や地区労使交渉を抑制することのないよう内部周知を行う。

## 2. 魅力ある港湾労働の確立のための労働諸条件の整備について

### (1) 年間の休日の在り方について

- ① 月1回の日曜日不稼働、週休二日制、年末年始例外荷役を含む年間の休日の在り方については、「賃金労働時間問題専門委員会」を通じて、業界全体での合意形成を目途に協議を継続していく。
- ② 特に、月1回の日曜日不稼働の必要性についての組合の趣旨を理解し、業界全体での合意形成を図るべく、中央団交期間中に労使協議する。

(2) 検査・関連職種の5.9協定履行については、引き続き当該労使での協議を促す。

(3) 産別協定・確認書などの編纂については、すみやかに完成に向けた作業を行う。

## 3. 緊急性を要する課題について

### (1) 適正料金の確保について

- ① 関係法令に抵触しないよう、認可料金の復活・適正料金確保を目指す。
- ② 適正料金収受プロジェクトチームは、各地方運輸局が公表する料金監査結果において、届出料金との乖離などについて実情把握のうえ、国交省とも連携し、具体的な取り組みを整理し実行する。

- (2) 指定事業体に所属し検査業務に携わる労働者の本体採用について  
21 春闘「覚書」・22・23 春闘協定を踏まえ、今後も各社労使で点検を継続する。
- (3) 事前協議制度について  
日港協から申請者への回答文書に「港湾運送事業法に基づく適正な料金が完全実施されていることを条件としています」等を付記して、適正料金の収受実施を促す。
4. 政府施策・港湾の「合理化」に関する労使の対応に係る課題  
政府の政策・施策に係る対応について
- ① 政府の諸施策について  
その方向性や見解が合致するところにおいて、港運への影響を労使で精査・協議する体制を今後も堅持していく。
- ② 特定限定許可制度について  
日港協として「特定限定許可に係る運用状況検討委員会」に参加し、各地区の雇用と就労に影響のないよう十分配慮する。  
なお、地区単位の「労使検討委員会」の設置については、今後の検討課題とする。
- ③ 石炭火力老朽施設の休・廃止に伴う石炭荷役問題について  
非効率石炭火力発電施設の休・廃止の政府施策に対し、国交省及び厚労省に、実効ある事業存続措置・雇用の確保策を要請し、協議のための関係行政との連絡会議（仮称）を設置する。その上で情報収集にあたっては、関係行政のみならず各電力会社の動向も注視していく。なお、その際、会員事業者が風評被害を受けないよう労使は十分に配慮する。
5. 春闘協定に基づく継続課題について
- (1) 人員不足対策について  
時間のかかる問題も含めて「人員不足対策専門小委員会」の協議を促進して、有効かつ現実的な議論を行い、すみやかに答申案を取りまとめる。
- (2) 雇用と就労の確保、労働環境などの整備に係る継続的課題
- ① インランドデポ、港頭地区並びに隣接地区における物流倉庫を「港湾運送事業者の業域並びに、港湾労働者の職域となるよう(22春闘協定)」具体化すべく、中央・地区労使で連携し、情報収集の共有を図りながら、労使政策委員会としても取組みを継続していく。
- ② 指定事業体において検査業務に就労し、48歳以上で本体検査事業者に入会した労働者の「港湾労働者年金の適用とする制度改定の可否(22春闘協定)」については、直ちに専門委員会を設置し、継続協議する。
- ③ 「標準者賃金の適用者要件、『年齢35歳・有資格者』とする改定を前提(22春闘協定)」とする検数・検定小委員会における協議を直ちに行い、2023年4月1日（遡及）を目途に関係労使で協議する。
- ④ 関連職種の週休二日制・時間外基礎分母の短縮を実施するために、日港協は地区

労使協議・個別元請事業者との協議の促進を図り、具体化できた労使毎に速やかに実行する(2022年4月1日として遡及実施)。

- ⑤ 港湾運送・港湾労働に係る法改正を含めた諸施策の港運への影響については、適宜労使政策委員会を開催し協議する。また、各地区における港湾安定化協議会の活性化を図るため、日港協として各地区協会に周知・徹底を図る。
- ⑥ 日港協は18春闘協定を再確認する。この合意に基づき、早急に港労法問題労使検討委員会を開催し、港湾労働法の全港・全職種適用に向けた具体的施策を検討し、時期を見定め労政審港湾労働専門委員会に対する具申についても協議・検討する。

### (3) 安全等に関する事項

#### ① 「放射線健診」について

電離放射線健康診断の実施について、中央安全専門委員会労使で交わした確認書に基づき、速やかに当健康診断を開始する。

- ② 熱中症対策を始めとする安全対策及び安全装備（FAN付作業着やフルハーネス等）の導入については、作業会社任せとすることなく、元請事業者も積極的に携わっていく。

具体的な装備の内容については、各個別店社の状況を踏まえて、各社縦割りの中で検討し、6月末日までに導入を図るよう努力する。

なお、中央安全専門委員会は、装備の改善について総括的に検討し、各地区に対して、アドバイスをを行う。

#### ③ 労災補償について

23春闘協定「5-(3)」に基づき、引き続き協議する。

以 上

中央安全専門委員会議事確認（案）

2023年（令和5年）9月6日付春闘協定書5.（2）に基づき、その後の同専門委員会及び労使政策委員会での協議を踏まえ、放射線健康診断の実施について、中央安全専門委員会は、次の通り確認する。

記

1. 放射線検診対象者

- (1) 2011年8月から2012年7月の間、放射線量の数値が高い（ $0.3\mu\text{SV}$ 以上）中古自動車・建機等の放射線検査に直接携わった労働者。
- (2) 具体的な検診対象者は、一般社団法人全日検116名、一般社団法人日本貨物検数協会32名の計148名。

2. 放射線検診内容

電離放射線障害防止規則第56条を準用した電離放射線健康診断。

（診断項目）

1. 被ばく歴の有無の調査及びその評価
  2. 白血球数及び白血球百分率の検査
  3. 赤血球数の検査及び血色素量又はヘマトクリット値の検査
  4. 白内障に関する眼の検査
  5. 皮膚の検査
3. 電離放射線健康診断の費用は、当該事業者（元請事業者・専業事業者）と日本港運協会との折半とする。
4. 本確認書に基づき行われた健康診断について、今後必要に応じて労使協議を行うこととする。

以上

〇〇年〇月〇日

一般社団法人 日本港運協会 中央安全専門委員会  
業側代表 大塚 昌信

全国港湾労働組合連合会 中央安全専門委員会  
労側代表 鈴木 誠一

全日本港湾運輸労働組合同盟 中央安全専門委員会  
労側代表 松島 守

2024年4月18日  
(回答案)

1. 災害時の対応について

大災害発生時の緊急対応については、労使ですみやかに情報共有できる連絡体制を事務局間で構築する。

以 上